

第 253 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 10 日

南 部 町 農 業 委 員 会

第 253 回 南 部 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1. 開会年月日 令和 8 年 6 月 10 日（金） 午後 2 時 12 分

2. 閉会年月日 令和 8 年 6 月 10 日（金） 午後 2 時 25 分

3. 開 催 場 所 南部町いちょうホール

4. 出席委員（11 人）	会長	4 番	中村 文男		
	会長職務代理	2 番	川守田 雄一		
	委員	1 番	石塚 正義	5 番	工藤 静夫
		6 番	夏堀 健一	8 番	石橋 薫
		9 番	佐々木 一雄	10 番	赤石 敏文
		11 番	夏坂 元一朗	15 番	梅内 道子
16 番		工藤 信仁			
5. 欠席委員（5 人）	3 番	三浦 恵美子	7 番	川門前 俊文	
	12 番	山田 憲幸	13 番	佐々木 徳志	
	14 番	黒坂 昭彦			

6. 会 議 書 記

事務局長	高 森 正 博
事務局次長	工 藤 真 幸
主事	根 市 朋 弥

7. 会 議 日 程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 2 号 賃貸借合意解約書の受理について

日程第 5 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 16 番 工藤 信仁 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから 第 253 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、3 番 三浦 恵美子 委員・7 番 川門前 俊文 委員・12 番 山田 憲幸 委員・13 番 佐々木 徳志 委員・14 番 黒坂 昭彦 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 11 名で、委員定数に達しておりますので、第 253 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 12 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 1 番 石塚 正義 委員 2 番 川守田 雄一 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定します。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 2 号「賃貸借合意解約の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 工藤次長
工藤次長	報告第 2 号について、説明いたします。

議 長	農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。 番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成30年8月1日から令和10年3月31日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和8年5月19日、土地の引渡しの時期は令和8年5月20日、合意解約の条件は「なし」であります。
工藤次長	次に、日程第5 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案の説明を求めます。 工藤次長
議 長	議案第10号について、説明いたします。 農地法第3条の規定による許可申請は10件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
馬場 調査員	農地調査の結果について、説明を求めます。 馬場 正樹 調査員
馬場 調査員	14番 馬場から説明いたします。 去る6月1日、工藤農業委員と南部町役場2階相談室において、議案第10号と議案第11号について調査を行いましたので説明します。
議 長	農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号1番から番号7番の申請理由は、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 番号8番と番号9番の申請理由は、贈与を受けて、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 番号10番の申請理由は、贈与を受けて、新規で営農するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第10号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

	次に、日程第 6 議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 ここでは、農業委員〇番〇〇委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 － 〇〇 委員 退席 － (午後 2 時 19 分退席) 議案の説明を求めます。 工藤次長 議案第 11 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
工藤次長	農地調査の結果について、説明を求めます。 馬場 正樹 調査員
議 長	議案第 11 号について、農地法第 5 条第 1 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、現在の農業用倉庫では手狭になり、新たに農業用倉庫を建設するため、転用するものです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。
馬場調査員	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。
議 長	工藤次長 議案第 11 号について、補足説明いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・上名久井地区で南部町役場から南西に約 1.1 km に位置し、北側は山林、東側と南側は農地、西側は宅地となっております。 農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。 第 1 種農地の転用は原則として認められませんが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、不許可の例外として転用については問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。
工藤次長	議案第 11 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につい

議 長	て」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定します。 ここで、〇〇委員 の入室を求めます。 ー 〇〇委員 委員入席 ー (午後 2 時 23 分着席) 次に、日程第 7 議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 工藤次長
工藤次長	議案第 12 号について、説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、5 件です。 農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 2 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 4 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,635 円です。 番号 5 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,655 円です。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 12 号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」は原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。 第 253 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 25 分) 終礼を行います。 ・起立・礼・直れ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月10日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....